

農林水産省共通申請サービスにおける 関税割当証明書変更手続きマニュアル

はじめに

・本書は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、交付済みの関税割当証明書の変更手続きを行う際にお使いいただくマニュアルです。(農林水産省共通申請サービスをご利用になるための詳細な操作方法及び動作環境は、<https://e.maff.go.jp/Manual>に掲載されている「申請者マニュアル」をご覧ください。)

「関税割当証明書の変更」は、次のとおりです。

- ① 関税割当証明書の分割・再交付
- ② 関税割当数量の一部返還
- ③ 関税割当証明書に記載した社名(法人名・屋号)の変更
- ④ 関税割当証明書に記載した住所・電話番号の変更
- ⑤ ①～④の2項目以上

・年度末(3月下旬)に手続きを行いたい場合は、事前に受付担当課にご相談下さい。

アカウントの取得

G ビズ ID の HP で「gBizID プライム」を取得して下さい。

G ビズの HP: <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(クイックマニュアル: https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf)

*「gBizID エントリー」では申請はできませんので、「gBizID プライム」を取得して下さい。

*ID 取得には、状況により数週間を要する場合がありますので、余裕をもって申請して下さい。

ログイン

1. eMAFF の HP (<https://e.maff.go.jp/>) にアクセスして、「eMAFF ID でログイン」をクリックします。



2. 「gBizID でログイン」をクリックします。



3. gBizID の WEB サイトログイン画面が表示されるので、取得した gBizID のアカウント ID とパスワードを入力して、「ログイン」をクリックします。

gBizID



4. コードの入力画面が表示されるので、gBizID に登録したメールアドレスで受信したコードを入力して、「続ける」をクリックします。

* メールは、3のログインボタンをクリックした後に送付されます。



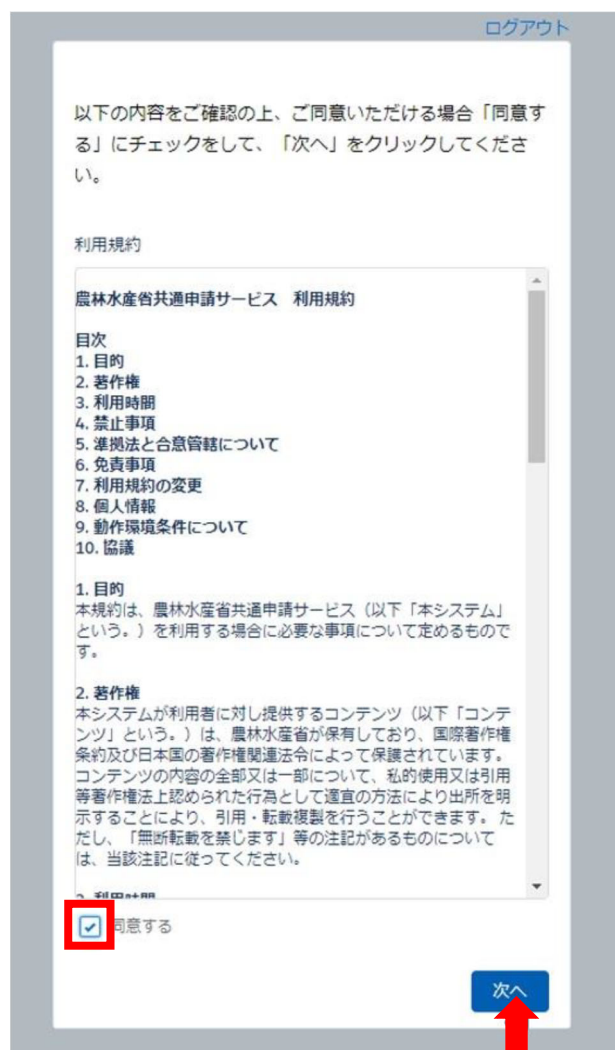
【初回ログイン時】

・「【農林水産省共通申請サービス】農林水産省共通申請サービスによこそ」メールが届きますが、メール内の URL、ログイン ID は使用しないでください。

・利用規約の同意が求められますので、内容を確認の上、「同意する」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

・受信したい通知メールの種類等の設定画面が表示されますので、各種設定をして、「次へ」ボタンをクリックします。（設定は後で変更できます）

5. eMAFF の申請者用画面が表示されます。



【2回目以降のログイン時】

ログインが2回目以降の場合は、(<https://e-maff.force.com/shinseisha/login>) にアクセスすると、ログイン画面が表示されるので、申請用アカウントとして発行された eMAFF ID の「メールアドレス」及び「パスワード」を入力して、「旧(新)eMAFF ID でログインする」をクリックします。gBIZ ID で登録したメールアドレスで受信したコードを入力して「次へ」又は「ログイン」をクリックします。

＊システムのメンテナンスにより申請できない場合がありますので、ご注意ください。（その場合は、同画面の下部お知らせ欄にシステムのメンテナンス時間の情報が表示されます。）

■ お知らせ					
🔍 このリストを検索...					
全 59 件中 1～5 件を表示中			1ページあたりの表示件数 : 5 ▼		
重要 ▼	新着 ▼	掲載日付 ▼	タイトル	発信元	詳細
New		2023/02/03	2月17日（金）農林水産省共通申請サービスのメンテナンスのお知らせ	eMAFF事務局	🔍

関税割当変更手続きの検索

1. 申請者用画面ホーム上部メニューの「手続きを探す」をクリックして、「手続きを選択して探す」を選択します。



2. 申請選択画面が表示されますので、「制度を選択」欄に「関税割当」などのキーワードを入力します。候補が出てきますので、リスト【eMAFF 関税割当申請の制度名及び手続き名一覧】を参考に選択します。制度が正しく選択されますと「手続きを選択」欄にも候補が出てきますので同様に選択します。さらに「申請する年度を選択」を選択して、「次へ」ボタンをクリックします。

3. 申請選択画面が表示されますので、「制度を選択」欄に「関税割当」などのキーワードを入力します。候補が出てきますので、「関税割当_変更」を選択します。制度が正しく選択されますと「手続きを選択」欄にも候補が出てきますので、次のとおり選択します。

住所・電話番号の変更に限る場合

→「関税割当証明書内容変更届出書(住所・電話番号に限る変更)」

その他の場合

→「関税割当証明書の分割・再交付(数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更等)その他の変更」

ただし、以下の品目については別の手続きとなりますので、それぞれに指定した手続きを選択してください。

- ・CPTPP(バター、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー)及び日 EU 協定(バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳)

→「変更申請(全乳換算品目)」

- ・CPTPP(ニュージーランドのホエイ)、日 EU 協定(ホエイ)、日アメリカ貿易協定(ホエイ)

→「変更申請(ホエイ)」

- ・一般(その他の乳製品)

→「変更申請(その他の乳製品)」

手続が正しく選択されますと「申請する年度を選択」欄にも候補が出てきますので、該当年度を選択します。

Q 手続を探す

> 手続を探す

> 手続を進める

■ 手続を選択 して探す

業種、法令名、制度名から、手続を探すことができます。(業種、法令名の入力は任意です)

業種を選択

法令名を選択

制度を選択 必須

手続を選択 必須

申請する年度を選択 必須

次へ

4. 該当手続の申請画面が表示されますので、申請情報の「申請年月日」「提出先(地域レベル)」「提出先(地域名)」を選択します。

* 提出先(地域レベル)及び提出先(地域名)については、それぞれ「国」及び「農林水産省」を選択します。ただし、以下一覧の手続きについては、それぞれ「地方」及び「沖縄総合事務局農林水産部」を選択してください。

種別	品目	受付担当課
一般	73_学校給食用以外の脱脂粉乳_沖縄還元乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の1_販売用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の1_製造用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の2	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	79_バター_沖縄還元乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	79_バター_沖縄乳幼児用調製粉乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	80_豆類_沖縄榨	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般②)
一般	81_でん粉等_沖縄特別割当用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般③)
一般	82_落花生_沖縄榨	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般②)
一般	83_こんにゃく芋_沖縄榨	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般④)

■ 基本情報

申請年度 2022	申請年月日 必須
文書番号	申請ステータス
提出先(地域レベル) 必須	提出先(地域名) 必須

5. 「1. 変更を希望する種別、品目、受付担当課」に、以下【eMAFF 関税割当の変更手続きに関する種別、品目、受付担当課】を参考に選択します。「(1)種別(一般又は協定種別)」が正しく選択されると「(2)品目」にも候補が出てきますので同様に選択し、同様に「(3)受付担当課」も候補から選択します。

■ 1. 変更を希望する種別、品目、受付担当課

(1) 種別 (一般又は協定種別) 必須

(2) 品目 必須

(3) 受付担当課 必須 ⓘ

【eMAFF 関税割当の変更手続きに関する種別、品目、受付担当課】

種別	品目	受付担当課
日メキシコ	1_牛肉及び牛肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日メキシコ	2_豚肉及び豚肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日メキシコ	3_鶏肉及び鶏肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日メキシコ	4_天然はちみつ	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日メキシコ	5_生鮮オレンジ	農産局園芸作物課(EPA①)
日メキシコ	6_アガベシロップ	農産局地域作物課(EPA)
日メキシコ	7_トマトピューレー・ペースト	農産局園芸作物課(EPA②)
日メキシコ	8_オレンジジュース	農産局園芸作物課(EPA②)
日メキシコ	9_無糖トマトジュース	農産局園芸作物課(EPA②)
日メキシコ	10_トマトケチャップ	農産局園芸作物課(EPA②)
日メキシコ	11_その他のトマトソース	農産局園芸作物課(EPA②)
日メキシコ	12_ソルビトール	農産局地域作物課(EPA)
日メキシコ	13_デキストリン	農産局地域作物課(EPA)
日マレーシア	14_生鮮バナナ	農産局園芸作物課(EPA①)
日チリ	15_冷凍牛肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日チリ	16_牛の冷凍くず肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日チリ	17_豚肉及び豚肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日チリ	18_鶏肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日チリ	19_トマトピューレー・ペースト	農産局園芸作物課(EPA②)
日タイ	20_生鮮バナナ	農産局園芸作物課(EPA①)
日タイ	21_生鮮パイナップル	農産局園芸作物課(EPA①)
日タイ	22_豚肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日タイ	23_甘しゃ糖みつ	農産局地域作物課(EPA)
日タイ	24_エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	農産局地域作物課(EPA)
日インドネシア	25_生鮮バナナ	農産局園芸作物課(EPA①)
日インドネシア	26_生鮮パイナップル	農産局園芸作物課(EPA①)
日インドネシア	27_ソルビトール	農産局地域作物課(EPA)
日フィリピン	28_鶏肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日フィリピン	29_生鮮パイナップル	農産局園芸作物課(EPA①)
日フィリピン	30_ソーセージ	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日フィリピン	31_豚肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日フィリピン	32_マスコバド糖	農産局地域作物課(EPA)
日フィリピン	33_甘しゃ糖みつ	農産局地域作物課(EPA)
日フィリピン	34_アイスクリーム	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日スイス	35_乾燥牛肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)

日スイス	36_特産チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日スイス	37_その他の砂糖菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日スイス	38_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日スイス	39_チョコレート菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日スイス	40_チーズフォンデュ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日ベトナム	41_天然はちみつ	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日ペルー	42_豚肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日ペルー	43_鶏肉及び鶏肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日ペルー	44_とうもろこし	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
日ペルー	45_トマトケチャップ	農産局園芸作物課(EPA②)
日ペルー	46_その他のトマトソース	農産局園芸作物課(EPA②)
日オーストラリア	47_馬	畜産局競馬監督課(EPA)
日オーストラリア	48_牛くず肉	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	48_牛肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	49_豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	50_鶏肉及び鶏肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	51_アイスクリーム	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	51_プロセスチーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	51_フローズンヨーグルト	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	51_粉チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	52_プロセスチーズ原料用チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	52_シュレッドチーズ原料用チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日オーストラリア	53_天然はちみつ	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	54_麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課 (EPA)
日オーストラリア	54_麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
日オーストラリア	55_ソーセージ、均質調製品及び牛又は豚のレバーペースト	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日オーストラリア	56_その他の砂糖菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日オーストラリア	57_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日オーストラリア	58_オレンジジュース及びりんごジュース	農産局園芸作物課(EPA②)
日オーストラリア	59_エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	農産局地域作物課(EPA)

日モンゴル	60_カードドリンク	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日モンゴル	61_その他のチーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日モンゴル	62_天然はちみつ	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日モンゴル	63_牛肉調製品	畜産局食肉鶏卵課(EPA)
日モンゴル	64_ラプシャヌードル	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
CPTPP	TWQ-JP2_主として小麦で作られた調製食料品	農産局貿易業務課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP4_うどん、そうめん及びそば	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
CPTPP	TWQ-JP8_シュレッドチーズ原料用チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP9_バター	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP10_脱脂粉乳	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP11_粉乳及びバターミルクパウダー	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP12_粉乳(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP13_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP14_無糖ココア調製品(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP15_低脂肪調製食用脂	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA③)
CPTPP	TWQ-JP16_無糖れん乳	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP17_加糖れん乳	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP18_ココアを含有するチューインガムその他の砂糖菓子	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP19_ココア調製品(砂糖を加えたもので2キログラム以下のものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP20_コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP21_えんどう及び豆の調製品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP22_その他の砂糖菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP23_チョコレート菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP24_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP25_検糖計の読みで九十八・五度未満の甘しゃ糖	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP26_ココア粉	農産局地域作物課(EPA)

CPTPP	TWQ-JP27_ココア調製品(砂糖を加えたもので2キログラムを超えるものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP28_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP29_しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超える調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP30_調製食料品(砂糖が最大の成分のものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP31_砂糖及び酪農品を含有する調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP32_砂糖	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP33_でん粉等	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP4_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP10_カナダの煎っていない麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP10_カナダの煎っていない麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP12_オーストラリアの煎った麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP12_オーストラリアの煎った麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP13_カナダの煎った麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP13_カナダの煎った麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP15_オーストラリアのプロセスチーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP16_ニュージーランドのプロセスチーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP18_オーストラリアの無機質を濃縮したホエイ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP21_ニュージーランドのホエイ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP25_チリのイヌリン	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-2_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
日 EU	TRQ-3_主として小麦で作られた調製食料品	農産局貿易業務課(EPA)
日 EU	TRQ-6_うどん、そうめん及びそば	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(EPA②)
日 EU	TRQ-10_麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課(EPA)
日 EU	TRQ-10_麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
日 EU	TRQ-11_コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-12_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-13_ぶどう糖及び果糖	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-14_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-15_調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉	農産局地域作物課(EPA)

日 EU	TRQ-16_砂糖	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-17_でん粉等	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-18_低脂肪調製食用脂	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA③)
日 EU	TRQ-19_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日 EU	TRQ-20_無糖ココア調製品(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日 EU	TRQ-21_無糖れん乳	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日 EU	TRQ-22_ホエイ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日 EU	TRQ-23_バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及 び加糖れん乳	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日 EU	TRQ-24_粉乳(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日 EU	TRQ-25_チーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP1_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP3_煎ってない麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課 (EPA)
日アメリカ	TRQ-JP3_煎ってない麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP4_煎った麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課 (EPA)
日アメリカ	TRQ-JP4_煎った麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP5_プロセスチーズ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP6_ホエイ	畜産局牛乳乳製品課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP7_ぶとう糖及び果糖	農産局地域作物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP8_とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉	農産局地域作物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP9_イヌリン	農産局地域作物課(EPA)
一般	65_とうもろこし(コーンスターチ用)	農産局地域作物課(一般①)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_エチルアルコール及び 蒸留酒用	輸出・国際局国際経済課(一 般)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_単体飼料用(丸粒)	畜産局飼料課(一般)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_コーンフレーク用	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(一般①)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_コーングリッツ等用	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(一般①)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_その他(菓子)用	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(一般①)
一般	66_とうもろこし(コーンスターチ以外)_その他(粒飼)用	畜産局飼料課(一般)

一般	67_ナチュラルチーズ	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	68_麦芽_ビール及びウィスキー用	輸出・国際局国際経済課(一般)
一般	68_麦芽_その他用	農産局穀物課(一般①)
一般	69_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(一般②)
一般	70_トマトピューレー・ペースト	農産局園芸作物課(EPA②)
一般	71_パイナップル缶詰	農産局園芸作物課(EPA②)
一般	72_その他の乳製品_第5の1_製造用	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	72_その他の乳製品_第5の1_販売用	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	72_その他の乳製品_第5の2	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	72_その他の乳製品_第5の3	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	72_その他の乳製品_第5の4	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	73_学校給食用以外の脱脂粉乳_沖縄還元乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	73_学校給食用以外の脱脂粉乳_沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	73_学校給食用以外の脱脂粉乳_配合飼料製造原料用	畜産局飼料課(一般)
一般	74_学校給食用の脱脂粉乳	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	75_無糖れん乳_第5の1_販売用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の1_製造用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の2	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	75_無糖れん乳_第5の3	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	76_無機質濃縮ホエイ	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	77_配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ	畜産局飼料課(一般)
一般	78_乳幼児用ホエイ等	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	79_バター_沖縄還元乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	79_バター_沖縄乳幼児用調製粉乳製造原料用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般①)
一般	79_バター_国際線航空機用	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	79_バター_外国見本市用	畜産局牛乳乳製品課(一般)
一般	80_豆類_一般粋(小豆)	農産局穀物課(一般②)
一般	80_豆類_一般粋(えんどう及びそら豆)	農産局穀物課(一般②)
一般	80_豆類_一般粋(いんげん豆及びその他の豆)	農産局穀物課(一般②)

一般	80_豆類_新規需要枠(小豆)	農産局穀物課(一般②)
一般	80_豆類_沖縄枠	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般②)
一般	81_でん粉等_糖化用、化工でん粉用	農産局地域作物課(一般①)
一般	81_でん粉等_その他用	農産局地域作物課(一般②)
一般	81_でん粉等_沖縄特別割当用	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般③)
一般	81_でん粉等_グルタミン酸ソーダ等用	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(一般③)
一般	82_落花生_一般枠(バージニア)	農産局穀物課(一般②)
一般	82_落花生_一般枠(非バージニア)	農産局穀物課(一般②)
一般	82_落花生_沖縄枠	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般②)
一般	83_こんにゃく芋_沖縄枠以外	農産局果樹・茶グループ(一般①)
一般	83_こんにゃく芋_沖縄枠	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(一般④)
一般	84_調整食用脂	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(一般④)
一般	85_繭及び生糸	農産局果樹・茶グループ(一般②)

- 変更内容が住所・電話番号に限る場合は P.19、その他の場合は P14 へ進む。

関税割当証明書の分割・再交付（数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更等）

1. 「(4)希望する変更事項」に希望する変更項目をチェックします。「E.その他の事由」にチェックした場合は、チェック項目の下欄に事由の詳細を入力します。

例：分割、数量の一部返還及び住所の変更を希望する場合は、A、B 及び D をチェックします。

(4) 希望する変更事項【必須】（複数選択可）

A. 分割

☐

B. 割当数量の変更（数量の一部返還）

☐

C. 社名[法人・屋号]変更

☐

D. 住所・電話番号の変更（住所・電話番号に限る変更を希望する場合は別手続きから申請してください。）

☐

E. その他の事由

☐

※Eを選択した場合、こちらに事由の詳細を入力してください。

希望する変更項目にチェック、入力する。

2. 「2. 変更を希望する内容」(1)～(5)に変更したい関税割当証明書等の該当情報を入力する。(4)及び(5)に該当がない場合は、「0」(ゼロ)を入力します。

2. 変更を希望する内容

(1) 関税割当証明書番号（半角英数字）（例：1107.10-TRQ-10-1）

(2) 主な使用の計画数量（当初申請時から変更がある場合は入力してください。）

 kg（キロ）

(3) 割当を受けた数量（半角数字）【必須】

 kg（キロ）

(4) 既に通関した数量（半角数字）（該当がなければ0を入力してください。）

 kg（キロ）

(5) 申請日現在、通関中の数量（半角数字）（該当がなければ0を入力してください。）

※申請から新たな関税割当証明書が発給されるまでの間に通関予定がある場合はその数量を入力してください。

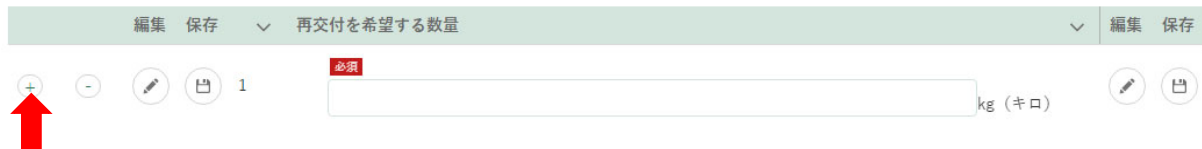
※該当する場合は設問7（3）に必要書類を添付してください。【必須】

 kg（キロ）

(6)に今回変更手続きで再交付を希望する数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。

編集 保存		再交付を希望する数量	編集 保存	
+	-	1		保存

数量を分割したい場合は、最左列の「+」マークをクリックすると次行が増えますので、各「再交付を希望する数量」欄に分割する数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。

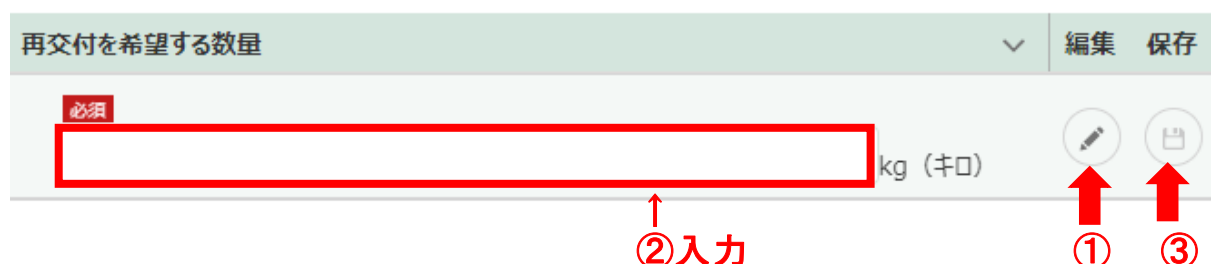


「再交付を希望する数量の合計」欄及び「返還する数量」欄に自動計算した数量が表示されたことを確認します。



今回申請の再交付を希望する数量の合計及び返還する数量になっているか確認します。
(数量が表示されない場合は、(6)の保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックします。)

保存した「再交付を希望する数量」欄を修正したい場合は、編集列の「ペン」マークをクリックして再入力可能にしてから、修正したい数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。



【例: 割当を受けた数量 10,000 kg、既に通関した数量 + 新たな関税割当証明書が発給されるまでの間の通関予定数量 5,000 kg、再交付を希望する数量 4,000 kgを 3,000 kgと 1,000 kgに分割、1,000 kgを一部返還する場合】

「再交付を希望する数量」欄に 3,000 kgを入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。最左列の「+」マークをクリックして次行を増やして、その行に「再交付を希望する数量」欄に 1,000 kgを入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。「再交付を希望する数量の合計」欄に 4,000 kg、「返還する数量」欄に 1,000 kgが自動計算によって表示されたことを確認します。

3. 「3. 変更理由」欄に、「1(4)希望する変更事項」でチェックした事項の全ての変更理由を具体的に入力します。

* 数量の一部返還の場合、例えば「コロナのため」「緊急事態宣言のため」というだけでなく、それらによってどのような事態が生じ、当初必要とした数量の一部を返還せざるを得なくなったか等、具体的な事情を記載して下さい。

■ 3. 変更理由

分割・再交付（数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更/住所・電話番号の変更）の具体的な理由 **必須**

4. 申請画面上部のgBIZ 経営体情報の変更が終了していない場合は、「4. 変更後の社名[法人名・屋号]等」の各欄に該当情報を入力します。

* 社名[法人名・屋号]変更、住所・電話番号の変更は、原則としてgBIZ 経営体情報を変更してから行いますが、gBIZ 経営体情報の変更が完了する前に関税割当証明書を使用する必要がある等、やむを得ない場合に入力します。

■ 4. 変更後の社名[法人名・屋号]等

以下については、経営体情報の変更が完了していない場合のみ入力してください。

(1) 変更後の社名[法人名・屋号]

(2) 変更後の住所（半角数字、例：東京都千代田区麹が関一丁目2番1号）

(3) 変更後の代表者（例：代表取締役 農林 太郎）

(4) 変更後の電話番号（半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678）

5. 「5. この変更申請に関する担当者情報」の各欄には、受付担当課からの問い合わせがあった時に回答できる者の情報を入力します。

■ 5. この変更申請に関する担当者情報

(1) 社名[法人名・屋号] **必須**

(2) 部署名

(3) 氏名 **必須**

(4) 電話番号（半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678） **必須**

(5) メールアドレス **必須**

6. 「6. 関税割当証明書発給時の受け取り方法」の(1)で希望する受け取り方法を選択し、「郵送」を選択した場合は(2)及び(3)に送付先情報を入力します。

■ 6. 関税割当証明書発給時の受け取り方法

(1) 受け取り方法について、下のいずれかを選択してください。

※郵送をご希望の場合は(2)、(3)へ郵便番号及び住所を入力してください。 **必須**

☐ 郵送 ☐ 直接受け取り

(2) 送付先（郵便番号）（半角数字、ハイフンあり、例：100-8950）

(3) 送付先（住所）（半角数字、例：東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）

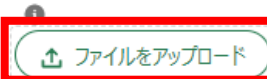
7. 「7. 書類のアップロード及び送付」(1)に交付済み関税割当証明書の表面及び裏面を文字等が読めるように PDF にしてアップロードします（交付済みの関税割当証明書の原本は申請後、速やかに受付担当課へ郵便書留等により送付します。）

■ 7. 書類のアップロード及び送付

(1) 交付済み関税割当証明書（PDF）

※表面及び裏面をアップロードしてください。

（NACCS利用時は関税割当証明書システム管理終了結果情報も含む） **必須**

 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

(2)の①及び②の記載事項を確認したら、各チェックボックスにチェックします。

(2) 交付済みの関税割当証明書の送付について

① 申請後（通関中の数量がある場合は通関後）、速やかに関税割当証明書原本を郵便書留等により送付してください。
発給される関税割当証明書は、交付済みの関税割当証明書の到着後の交付となります。

①について確認しました。 **必須**

☐

② NACCS処理されている場合は、通関途中の数量がある場合を除き、NACCS終了処理後の申請としてください。

②について確認しました。 **必須**

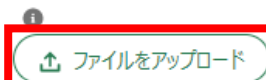
☐

(3)にgBIZ 経営体情報の変更が完了していない場合は変更を証明する書類をアップロードします。現在通関中の数量がある場合もそれを証明する書類をアップロードします。

(3) 変更等を証明する書類のアップロード

※社名変更、住所・電話番号変更を希望する方のうち、経営体情報の変更が完了していない場合のみアップロードしてください

※現在通関中の数量がある場合はそれを証明する書類もアップロードしてください。

 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

(4)にその他に申請に必要な資料があればアップロードします。

8. 「8. その他」欄に留意事項があれば入力します。

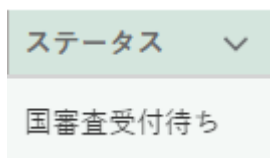
9. 全ての入力及び添付が終了したら、画面右下の「申請」ボタンをクリックします。



10. 申請の提出が終了した場合、「保存されました」というポップアップが表示されます。



なお、申請直後のステータス※は「農林水産省(受付担当課)による審査受付待ち(又は沖縄総合事務局による審査受付待ち)」となります。ステータスは、トップ画面の「申請」>「申請情報管理」から確認できます)。



※ステータスとは、申請の審査状況を表し、農林水産省(受付担当課)による審査受付待ち→農林水産省(受付担当課)による審査中→審査完了の順に遷移します。

11. 申請の提出が終了しましたので、右上のログイン名をクリックし、「ログアウト」を選択します。



関税割当証明書内容変更届出書（住所・電話番号に限る変更）

1. 「2. 関税割当証明書番号」欄に、変更したい関税割当証明書の番号を入力します。

■ 2. 関税割当証明書番号

関税割当証明書番号（半角英数字）（例：1107.10-TRQ-10-1） **必須**

2. 農林水産省ホームページに掲載している様式に必要事項を記入して PDF にし、「3. 関税割当証明書内容変更届出書のアップロード」にアップロードします。

↓ 様式 (WORD 版)

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/doc/index-285.doc

↓ 様式 (PDF 版)

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/pdf/index-141.pdf

■ 3. 関税割当証明書内容変更届出書のアップロード

関税割当証明書内容変更届出書（PDF）をアップロードしてください。 **必須**

 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

3. 交付済み関税割当証明書の表面及び裏面を文字等が読めるように PDF にして、「4. 交付済み関税割当証明書のアップロード及び送付」にアップロードします（交付済みの関税割当証明書の原本は申請後、速やかに受付担当課へ郵便書留等により送付します。）

■ 4. 交付済み関税割当証明書のアップロード及び送付

(1) 交付済み関税割当証明書（PDF）をアップロードしてください。 **必須** ⓘ

 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

(2) の①及び②の記載事項を確認したら、各チェックボックスにチェックします。

(2) 交付済みの関税割当証明書の送付について

① 申請後（通関中の数量がある場合は通関後）、速やかに関税割当証明書原本を郵便書留等により送付してください。
発給される関税割当証明書は、交付済みの関税割当証明書の到着後の交付となります。

①について確認しました。 **必須**

☐

② NACCS 処理されている場合は、通関途中の数量がある場合を除き、NACCS 終了処理後の申請としてください。

②について確認しました。 **必須**

☐

4. 「5. 変更等を証明する書類のアップロード」に、gBiz 経営体情報の変更が完了していない場合は変更を証明する書類をアップロードします。

■ 5. 変更等を証明する書類のアップロード

※経営体情報の更新が完了していない場合のみアップロードしてください。 ⓘ

( ファイルをアップロード) またはファイルをドロップ

5. 「6. この変更申請に関する担当者情報」の各欄には、受付担当課からの問い合わせがあった時に回答できる者の情報を入力します。

■ 6. この変更申請に関する担当者情報

(2) 社名[法人名・屋号] **必須**

(2) 部署名

(3) 氏名 **必須**

(4) 電話番号 (半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678) **必須**

(5) メールアドレス **必須**

6. 「7. 証明書発給時の受け取り方法」の(1)で希望する受け取り方法を選択し、「郵送」を選択した場合は(2)及び(3)に送付先情報を入力します。

■ 7. 証明書発給時の受け取り方法

(1) 受け取り方法について、下のいずれかを選択してください。

※郵送をご希望の場合は(2)、(3)へ郵便番号及び住所を入力してください。

必須
☐ 郵送 ☐ 直接受け取り

(2) 送付先 (郵便番号) (半角数字、ハイフンあり、例：100-8950)

(3) 送付先 (住所) (半角数字、例：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)

7. 「8. その他」欄に留意事項があれば入力します。

8. 全ての入力及び添付が終了したら、画面右下の「申請」ボタンをクリックします。

申請

↑

キャンセル

印刷

コピーして申請

一時保存

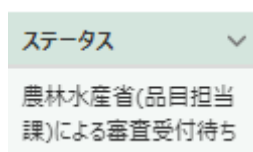
削除

申請取下

9. 申請の提出が終了した場合、「保存されました」というポップアップが表示されます。



なお、申請直後のステータス※は「農林水産省(品目担当課)による審査受付待ち(又は沖縄総合事務局による審査受付待ち)」となります。ステータスは、トップ画面の「申請」>「申請情報管理」から確認できます。



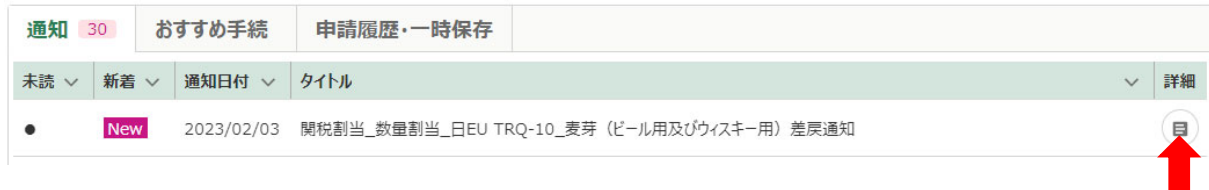
※ステータスとは、申請の審査状況を表し、農林水産省(品目担当課)による申請受付待ち→農林水産省(品目担当課)による審査中→審査完了の順に遷移します。

10. 申請の提出が終了しましたので、右上のログイン名をクリックし、「ログアウト」を選択します。

差戻通知及び修正通知

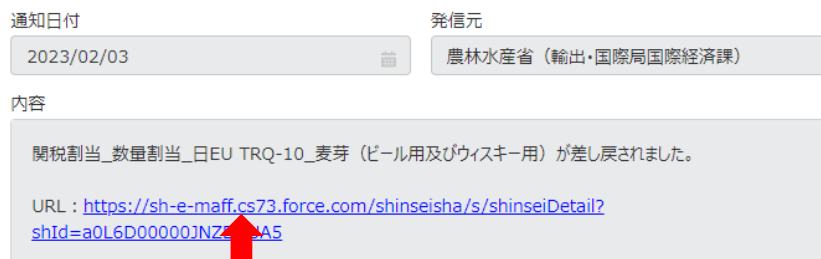
国の審査によって、必要事項の入力ミスや必要資料の不備等が見出された場合、差戻通知や修正通知が届くことがありますので、確認して回答します。

1. ホーム画面の「通知」欄に通知一覧が表示されているので、確認したい通知の詳細欄アイコンをクリックします。



2. 「通知」の内容が表示されるので、表示されている URL をクリックして対象の申請を確認します。

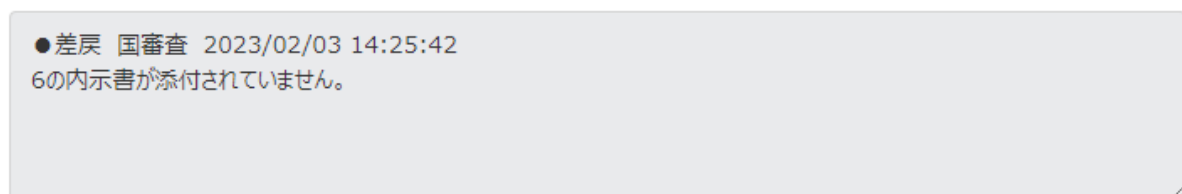
■ 関税割当_数量割当_日EU TRQ-10_麦芽（ビール用及びウィスキー用）差戻通知



【差戻通知の場合】

(1) 該当する申請の編集画面を開いて、「申請内容」タブ画面の1番下にある「差戻・却下事由」を確認します。

■ 差戻・却下事由



(2) 申請内容を修正し、「申請」ボタンをクリックして、再申請します。



【修正通知の場合】

(1) 該当する申請の編集画面を開いて、「修正履歴」タブ画面をクリックします。



(2) 申請内容の修正履歴及び審査者が行った修正記録が表示されますので、確認します。

手続内容	修正履歴	意見聴取	お問合せ				
修正項目一覧							
このリストを検索...							
☐	日付	項目名	修正前	修正後	所属	修正者	状態
☐	2023/02/03	ビール製造用	false	true	農林水産省（輸出…		未確定
☐	2023/02/03	ここに添付してください。		テスト.pdf	テスト農場	申請 太郎	
選択件数： 0 件							
<button>修正内容を破棄</button>							
修正記録							
修正記録							
● 修正 国審査 2023/02/03 15:45:08 5 (1) の使用目的が選択されていませんでしたので、「ビール製造用」にチェックさせていただきました。 ご確認下さい。							
修正記録（審査者用）							
同意しない理由							

(3) 修正内容に同意する場合は「同意」ボタンをクリックし、次の「同意確認」画面の「同意」ボタンをクリックします。

キャンセル 印刷 コピーして申請

同意しない 同意

同意確認

同意してよろしいですか？

キャンセル 同意

「結果を送信しました」と表示され、該当申請のステータスが「農林水産省(品目担当課)による審査中」と表示されます。

(4) 修正内容に同意しない場合は「同意しない」ボタンをクリックします。

キャンセル 印刷 コピーして申請

同意しない 同意

「同意しない理由」を入力する画面が表示されるので、同意しない理由を入力し、「確認」ボタンをクリックします。

同意しない理由

同意しない理由

「ビール製造者への販売用」に修正したいため

キャンセル 確認

「結果を送信しました」と表示され、該当申請のステータスが「農林水産省(品目担当課)による審査中」と表示されます。